

# グランフィルリゾート東武 宿泊約款

## 第1条(適用範囲)

1. 当宿泊施設「グランフィルリゾート東武」(以下「当施設」といいます。)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込みをされる方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
  - a. 宿泊客のお名前
  - b. 宿泊日及び到着予定時刻
  - c. 宿泊客の連絡先(電話番号・メールアドレス等)
  - d. その他当施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。

## 第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を宿泊日当日チェックイン時に、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当施設が宿泊日当日チェックイン時にお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

## 第4条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - a. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - b. 当施設に余裕がないとき。
  - c. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす  
るおそれがあると認められるとき。
  - d. 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
  - e. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - f. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - g. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - h. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

## 第5条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、取消料(キャンセル料)を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第6条(当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - a. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - b. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - c. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - d. 寝室での寝たばこ、決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
  - e. 暴力団等、反社会的勢力であると判明したとき。

## 第7条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。
  - a. 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先
  - b. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - c. 出発日及び出発予定時刻
  - d. その他当施設が必要と認める事項

## 第8条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時(15:00)から翌朝午前10時(10:00)までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

## 第9条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設の定める利用規約(利用規則)に従っていただきます。

## 第10条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、チェックイン時、現金またはクレジットカード決済等、当施設が認めた方法により行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第11条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第12条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、以下の通り取り扱います。
  - ・ 貴重品： 発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
  - ・ 貴重品以外の物品(傘、衣類、充電器等)： 発見日を含め7日間保管し、期間内にお申し出がない場合は、当施設にて任意に廃棄・処分いたします。
  - ・ 飲食物、雑誌、廃棄物等： 衛生管理および防犯の観点から、チェックアウト当日(翌日清掃時まで)に連絡がない場合は、直ちに処分させていただきます。

## 第13条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

## 第 14 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に、当施設が被った損害を賠償していただきます。

---

## 別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条及び第 10 条関係)

1. 宿泊客が支払うべき総額
  - 宿泊料金(一棟貸料およびあらかじめ契約に含まれる料金)
  - 追加料金(BBQ 及びその他の事前予約利用料金、オプション料金等)
  - 税金(消費税等)
2. 備考
  - 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。
  - 愛犬(わんちゃん)の宿泊料は無料です。

## 別表第 2 取消料(第 5 条第 2 項関係)

### キャンセルポリシー

ご宿泊日の 14 日前からキャンセル料を申し受けます。

キャンセル通知日	取消料(ご利用料金に対する比率)
ご宿泊日の 14 日前～6 日前	20%
ご宿泊日の 5 日前～2 日前	50%
前日・当日・ご連絡なし(不泊)	100%

- 日程の変更であっても 14 日前からキャンセル料が発生いたします。
- 雨や雪等の天候によるキャンセルにつきましてもキャンセル料は発生いたします。
- キャンセル料が発生した場合、申込時に登録いただいたメールアドレスに請求書を送付させていただきますので、期日までに指定口座へお支払いください。